新潟県条例第8号

新潟県希少野生動植物保護条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第8条)
- 第2章 基本方針等(第9条・第10条)
- 第3章 個体等の取扱いに関する規制
 - 第1節 個体等の所有者の義務等(第11条)
 - 第2節 個体等の捕獲等及び譲渡し等の禁止 (第12条-第16条)
- 第4章 生息地等の保全に関する規制
 - 第1節 土地の所有者等の義務等(第17条)
 - 第2節 生息地等保全地区(第18条-第22条)
- 第5章 雑則 (第23条-第25条)
- 第6章 罰則 (第26条-第29条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県内に生息し、又は生育する野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるとともに、自然環境の一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、希少野生動植物の保護を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって県民の健康で文化的な生活を確保し、及び県民共有の貴重な財産である良好な自然環境を次代に継承することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「希少野生動植物」とは、県内に生息し、又は生育する野生動植物の種(亜種又は変種がある種にあっては、当該亜種又は変種とする。以下同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) その種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないもの
 - (2) その種の個体の数が著しく減少しつつあるもの
 - (3) その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあるもの
 - (4) その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、種の存続に支障を来す事情にあるもの
- 2 この条例において「指定希少野生動植物」とは、第10条第1項の規定により指定された希少野生動植物をいう。
- 3 この条例において「県民等」とは、県民、滞在者及び旅行者をいう。
- 4 この条例において「民間団体」とは、県内において野生動植物の保護を図るために活動を行う民間の団体をいう。

(県の責務)

- **第3条** 県は、野生動植物の種が置かれている状況を把握するとともに、希少野生動植物の保護に関する施策を 策定し、これを実施するものとする。
- 2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村と連携し、並びに民間団体及び県民と協働してこれを行うものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる希少野生動植物の生息又は生育の環境への負荷の低減に努めるとともに、県が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間団体の責務)

第5条 民間団体は、その活動を行うに当たっては、県が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民等の責務)

第6条 県民等は、希少野生動植物の生息又は生育の環境に支障を及ぼすことのないよう努めるとともに、県が 実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域開発等における配慮)

第7条 地域の開発及び整備その他の希少野生動植物の生息又は生育の環境に影響を及ぼすおそれのある行為を

行おうとする者は、希少野生動植物の保護について配慮しなければならない。

(財産権の尊重等)

第8条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、県民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 基本方針等

(希少野生動植物保護基本方針)

- 第9条 知事は、希少野生動植物の保護を図るための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 希少野生動植物の保護に関する基本構想
 - (2) 指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項
 - (3) 指定希少野生動植物の個体又は卵若しくは種子等(種子及び栄養繁殖をする植物の球根、むかご等の器官を含む。以下同じ。)(以下「個体等」と総称する。)の取扱いに関する基本的な事項
 - (4) 指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保全に関する基本的な事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物の保護に関する重要な事項
- 3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、新潟県環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(指定希少野生動植物の指定等)

- 第10条 知事は、希少野生動植物(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項に規定する緊急指定種を除く。)のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを指定希少野生動植物として指定することができる。
- 2 知事は、前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、 審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を 当該公告の日から14日間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、規則で定めるところにより、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 5 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。
- 6 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 7 知事は、指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況その他の事情により指定の必要がなくなったと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 8 第2項、第5項及び第6項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。
 - 第3章 個体等の取扱いに関する規制
 - 第1節 個体等の所有者の義務等
- 第11条 指定希少野生動植物の個体等の所有者又は占有者は、指定希少野生動植物を保護することの重要性を自 覚し、その個体等を適切に取り扱うよう努めなければならない。
- 2 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、指定希少野生動植物の個体等の所有者又は占有者に対し、その個体等の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。
 - 第2節 個体等の捕獲等及び譲渡し等の禁止

(捕獲等の禁止)

- 第12条 指定希少野生動植物の個体等は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 第14条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
 - (2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合 (譲渡し等の禁止)
- 第13条 前条の規定に違反して捕獲等をされた指定希少野生動植物の個体等又はこれらの加工品であって規則で 定めるものは、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲渡し等」という。)をしてはならない

(捕獲等の許可)

- **第14条** 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物の個体等の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
- 3 知事は、前項の申請に係る捕獲等について、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第1項の許可をしてはならない。
 - (1) 捕獲等の目的が第1項に規定する目的に適合しないこと。
 - (2) 捕獲等によって指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがある場合として規則で定める場合に該当すること。
 - (3) 捕獲等をする者が適当な飼養又は栽培のための施設(以下「飼養栽培施設」という。)を有していないこと その他の事由により捕獲等に係る個体等を適切に取り扱うことができないと認められること。
- 4 知事は、第1項の許可をする場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、 その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。
- 5 知事は、第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者が法人である場合又はその許可に係る捕獲等に他人を従事させる場合は、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを 証明する従事者証の交付を受けることができる。
- 7 第1項の許可を受けた者は、その者又は前項の捕獲等に従事する者が第5項の許可証又は前項の従事者証を 亡失し、又は滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、再交付を受けることができる。
- 8 第1項の許可を受けた者又は第6項の捕獲等に従事する者は、捕獲等を実施するときは、第5項の許可証又 は第6項の従事者証を携帯しなければならない。
- 9 第1項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体等を飼養し、又は栽培する場合は、適当な 飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。 (捕獲等許可者に対する措置命令等)
- 第15条 知事は、前条第1項の許可を受けた者が同条第9項の規定に違反し、又は同条第4項の規定により付された条件に違反した場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう命ずることができる。
- 2 知事は、前条第1項の許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例による 処分に違反した場合において、指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消 すことができる。

(報告徴収及び立入検査)

- 第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第14条第1項の許可を受けた者に対し、指定希少野生動植物の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物の個体等の捕獲等に係る場所若しくは施設に立ち入り、指定希少野生動植物の個体等、飼養栽培施設、書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
 - 第4章 生息地等の保全に関する規制

第1節 土地の所有者等の義務等

- 第17条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生動植物の保護に留意しなければならない。
- 2 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

第2節 生息地等保全地区

(生息地等保全地区)

- 第18条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保全を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況並びにその個体群の状況を勘案してその指定希少野生動植物の保護のために重要と認めるものを、生息地等保全地区として指定することができる。
- 2 前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保全に関する指針を定めてするものとする。

- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定 の区域、当該指定に係る指定希少野生動植物及び当該指定の区域の保全に関する指針の案を当該公告の日から 14日間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、規則で定めるところにより、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 6 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき、又は当該 指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 7 知事は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保 全に関する指針を告示しなければならない。
- 8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 9 知事は、生息地等保全地区に係る指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況その他の事情により指定 の必要がなくなったと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなけれ ばならない。
- 10 第3項、第7項及び第8項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、 第7項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保全に関する指針」と あるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第8項中「前項の規定による告示」とあるのは「第10項に おいて読み替えて準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

(指定のための実地調査)

- 第19条 知事は、前条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。
- 2 知事は、前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(生息地等保全地区内における行為の許可)

- 第20条 生息地等保全地区内においては、次に掲げる行為(第10号から第13号までに掲げる行為については、第 18条第2項の指定の区域の保全に関する指針(以下この条において「指針」という。)で定める区域内及びその 区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。)は、知事の許可を受けなければ、してはならない。
 - (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること。
 - (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼすこと。
 - (6) 木竹を伐採すること(生息地等保全地区ごとに指針で定める方法及び限度内においてするものを除く。)。
 - (7) 指定希少野生動植物の生息又は生育に必要なものとして指針で定める野生動植物の種の個体等の捕獲等を すること。
 - (8) 指針で定める湖沼若しくは湿原又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
 - (9) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の指針で定める区域内において、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - (10) 指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として指針で定めるものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子等をまくこと。
 - (11) 指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして指針で定める物質を散布すること。
 - (12) 火入れ又はたき火をすること。
 - (13) 指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として指針で定める方法によりその個体を観察すること。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
- 3 知事は、前項の申請に係る行為が指針に適合しないものであるときは、第1項の許可をしないことができる。
- 4 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。
- 5 第1項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して3月を経過する日までの間に、知事に対し規則で定める 事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。
- 6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。
 - (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
- 7 前項第1号に掲げる行為であって第1項各号に該当するものを行った者は、当該行為に着手した日から起算 して14日を経過する日までの間に、知事にその旨を届け出なければならない。

(措置命令等)

- 第21条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、生息地等保全地区内において前条第1項各号に掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。
- 2 知事は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第4項の規定により付された条件に違反した者に対して、 その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難な場合は、 これに代わるべき必要な措置をとるよう命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査等)

- 第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、生息地等保全地区内において第20条第1項各号に掲げる行為を行った者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保全地区内の土地に立ち入り、前項 に規定する者が行った行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希 少野生動植物の保護に及ぼす影響について調査させることができる。
- 3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 雑則

(損失の補償)

- **第23条** 県は、第20条第1項の許可を受けることができないため又は同条第4項の規定により許可に条件を付されたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失の補償をする。
- 2 前項の規定による補償を受けようとする者は、知事にこれを請求しなければならない。 (国等に関する特例)
- 第24条 国、県、市町村(以下「国等」という。)については、第11条第2項、第12条、第13条、第17条第2項、 第19条第4項、第20条第1項及び第7項、第21条第1項並びに第22条第1項及び第2項の規定は、適用しない。
- 2 国等は、第12条第2号に掲げる場合以外の場合であって指定希少野生動植物の個体等の捕獲等をしようとするとき、又は第20条第1項の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ知事に協議しなければならない。
- 3 国等は、第20条第5項又は第7項の規定に該当する場合は、規則で定める場合を除き、これらの規定による 届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

(規則への委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

- 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第12条、第13条又は第20条第1項の規定に違反した者
 - (2) 第15条第1項又は第21条第2項の規定による命令に違反した者
- 第27条 第14条第4項又は第20条第4項の規定により付された条件に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- 第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第14条第8項の規定に違反して同条第5項に規定する許可証又は同条第6項に規定する従事者証を携帯しないで捕獲等をした者

- (2) 第16条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (3) 第19条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者
- (4) 第22条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

この条例は、令和3年5月1日から施行する。ただし、第1章及び第2章の規定は、公布の日から施行する。